

【重要】加算の届出様式を一部変更しました。(平成 24 年 3 月 19 日)

国から標準様式及びQ & Aが示されたため、一部様式を変更しました。

<変更した加算の届出様式（介護職員処遇改善加算を除く）>

別紙 1：[介護給付費算定に係る体制等状況一覧表](#)

別紙 1-2：[介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）](#)

別紙 3：[日中の身体介護 20 分未満体制に係る届出書](#)

① 24 時間連絡体制の連絡方法欄を追記

② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画策定をしている場合の実施予定年月日欄を追記

※実施予定年月日は、平成 27 年 3 月 31 日までの間のいずれかの日であること。

別紙 7：[定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所連携に係る届出書](#)

別紙 8：[緊急受入体制確保及び看護体制加算に係る届出書](#)

緊急利用枠の確保欄を追記

別紙 15-2：[サービス提供体制強化加算に関する届出書（（介護予防）訪問看護事業所）](#)

訪問看護の施設区分欄を変更

別紙 15-6：[サービス提供体制強化加算に関する届出書（（介護予防）短期入所生活介護事業所・介護老人福祉施設）](#)

短期入所生活介護の施設種別欄を変更

別添 17：[在宅復帰・在宅療養支援機能加算計算書](#)

様式題名に「（介護老人保健施設（従来型）のみ）」を追記

<介護職員処遇改善加算関係>

[申請書類] 別紙様式 1：[平成〇〇年度介護職員処遇改善加算届出書](#)

[記載例] 別紙様式 1：[平成 24 年度介護職員処遇改善加算届出書](#)

【すでに旧様式で郵送された事業所の方へ】

改めて新様式で作成していただく必要はありません。旧様式で内容を審査の上、受理します。ただし、次の場合は除きます。

1 訪問介護の別紙 3：[日中の身体介護 20 分未満体制に係る届出書](#)

国から新たに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画策定をしている場合の実施予定年月日は、平成 27 年 3 月 31 日までの間のいずれかの日であるという要件が示されました。

添付書類の申請計画書に実施予定年月日（平成 27 年 3 月 31 日までの）が記載されている事業所については、書類（様式）の差し替えは不要ですが、記載されていない事業所については、所管の福祉相談センターに連絡をとり、書類（様式）の差し替えをお願いします。

2 介護職員処遇改善加算の別紙様式 1：[平成〇〇年度介護職員処遇改善加算届出書](#)

国の Q & A (平成 24 年 3 月 16 日) 問 232 により「労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと」の確認書類の提出が必要となりました。

全ての事業所において、書類（様式）の差し替えをお願いします。